

適切な価格転嫁の実現に向けて

2023年2月22日

富山県商工会議所連合会	会 長	庵	栄伸
富山県商工会連合会	会 長	宮本	光明
富山県中小企業団体中央会	会 長	高田	順一
富山県経営者協会	会 長	山下	清胤
富山経済同友会	代表幹事	麦野	英順
	代表幹事	塩井	保彦
	代表幹事	牧田	和樹

賛同者

日本労働組合総連合会富山県連合会	会 長	浜守	秀樹
経済産業省中部経済産業局	局 長	田中	耕太郎
厚生労働省富山労働局	局 長	吉岡	勝利
富山県	知 事	新田	八朗

わが国経済は、20年以上もの長きにわたり停滞を続け、目下のエネルギー・原材料価格の高騰、人手不足の深刻化は県内の中小・小規模企業の経営を圧迫しています。

このような状況において、新たな付加価値の創造による「成長」と公平・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環を実現するためには、適切な価格転嫁によりサプライチェーン全体での共存共栄と、規模・系列等を超えた連携を図り、企業の稼ぐ力と競争力を高めていくことが不可欠です。

しかしながら、中小・小規模企業における実態は厳しく、日商の2022年11月調査では、十分な価格転嫁が実現していない企業は全国で約9割以上、また、富山経済同友会の12月調査では、価格転嫁が不十分という県内企業が8割以上を占めており、更に踏み込んだ対応が求められています。

官民挙げて推進している「パートナーシップ構築宣言」は、この観点からも非常に重要な取り組みであり、普及促進と実効性向上に向け、一層の啓発が期待されます。

ここに、富山の経済5団体として、日本労働組合総連合会富山県連合会、経済産業省中部経済産業局、厚生労働省富山労働局及び富山県の賛同を得て、適正な取引を尊重する機運を醸成し、それぞれの会員企業の経営者自らが社内や取引先への周知・徹底を図ることで適切な価格転嫁の実現に万全を期するよう呼びかけを行うものです。

1. 「パートナーシップ構築宣言」の積極的な宣言推進・普及

- 「パートナーシップ構築宣言」について、積極的に宣言・公表を行うとともに、直接の取引先を通じてその先の取引先へ働きかけることにより、地域社会全体への浸透を図る。

2. 公正・適正な取引の徹底

- 「パートナーシップ構築宣言」の趣旨および自社の宣言内容について、自社調達部門等の取引現場への浸透徹底を図るとともに、取引先に明示する。
- 受注側企業におけるコスト（労務費、原材料費、エネルギー価格等）上昇分について、積極的に価格協議に応じるとともに、取引対価へ円滑に反映するよう努める。

3. サプライチェーン全体の成長に向けた取組み

- 商品・サービスに対してサプライチェーン全体で付加価値向上を図るとともに、適正な価格で最終消費者に提供することについて理解を得られるよう努める。
- パートナー企業との連携により、サプライチェーン全体の付加価値向上と企業単体の取組では解決できない社会的課題の解決に向けて、積極的に挑戦する。

以 上

はじめに パートナーシップ構築宣言とは

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、我が国の経済は大きな影響を受けています。このような厳しい経済情勢の下では、リーマンショック時のような取引条件の「しわ寄せ」が懸念されます。

また、依然として、中小企業では人との接触機会を減らすテレワークが普及していません。このため、取引先が連携して、テレワークの導入や共通取引基盤（EDI（Electronic Data Interchange））の構築を進めていく必要があります。

こうした課題に対応するため、2020年5月18日に経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催しました。

本会議では、厳しい経済状況を乗り越えるためにも、新たに「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入することで、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することで合意しました。

「宣言」には、

- ① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、
- ② 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守、

を盛り込んで頂くことにより、感染症危機下においても、中小企業の事業継続と取引適正化を後押ししていくこととしています。

また、「宣言」した企業の取組を「見える化」するため、（公財）全国中小企業振興機関協会の運営するポータルサイトに、「宣言」を掲載します。

多くの企業経営者の方々が「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表して頂けるよう、よろしくお願い申し上げます。

パートナーシップ構築宣言のひな形

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

p. 3

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）
- c. 専門人材マッチング

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

p. 4

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

p. 5

○年○月○日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

【定型部分】

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別記載部分】

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援等）
- c. 専門人材マッチング

記載上の注意

【定型部分】

- ・定形部分については、原則そのまま引用し、記載してください。

【個別記載部分】

・a～cの項目のうち、取り組む内容を選択し、具体的な内容を記載ください。（複数選択可）

（記載例）

- ・オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- ・サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。
- ・取引先からの出向者をチーム化し、ものづくり改革活動など人財育成活動を推進する。

（取組の参考例）

「価値創造企業に関する賢人会議」（中小企業庁）配布資料より

<第1回資料 P7～21>

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2019/download/191203kenjinkaigi04.pdf>

<第2回資料 P3～8>

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2020/download/200123kenjinkaigi03.pdf>

2. 「振興基準」の遵守

【定型部分】

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」という下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載下さい。

【個別記載部分】

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

記載上の注意

【定型部分】

- ・定型部分については、そのまま引用し、記載してください。
- ・なお、「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」という下記項目の趣旨に留意することに取り組む場合は、定型部分の後に、記載ください（取組内容に応じて、文章は適宜修正頂けます。）。

【個別記載部分】

- ・①～⑤のタイトル（「価格決定方法」等）は、原則、そのまま記載してください。ただし、型を活用した取引を行っていない場合は、②の項目自体を削除してください。
- ・①～⑤のタイトルの下の文章については、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の趣旨を踏まえた上で、業種・業態の特性を踏まえ、各社で適宜修正ください。例えば、「振興基準」に盛り込まれている「取引対価決定の際の協議」や「契約条件の書面交付」等は、記載して頂くことが適当と考えています。

<振興基準>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>

3. その他（任意記載）

【任意記載部分】

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（ファイティ・ファイティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

【個別記載部分】

○年○月○日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

★取組の参考例★

「価値創造企業に関する賢人会議」（中小企業庁）配布資料より

○コマニー（株）

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2020/download/200123kenjinkaigi05_3.pdf

○SCSK（株）

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2020/download/200123kenjinkaigi05_2.pdf

記載上の注意

【任意記載部分】

・個社で取り組む独自の取組を記載してください。

【個別記載部分】

- ・日付、企業名、役職、代表者氏名を記載・入力ください。
- ・自署欄は手書きを避けてください。
- ・押印は不要です。